

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

市川三郷町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧三珠町地域

#### (1) 現況

本地域の農地は、笛吹川の沿岸や曾根丘陵のなだらかな高台に広がっている。平場地域は稲作を中心に裏作のスイートコーンや野沢菜の作付がされるなど、田と畑のローテーションによる効率的な作付を行っている。また、傾斜地ではモモ、ブドウ、キウイ、桑などの果樹やにんじんなどの野菜が生産されている。

こうした農産物の生産振興を通じて地域農業の活性化を図るため、農業用施設の保全管理、農用地の保全に関する取り組みに要する負担を軽減することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を促進することにより、耕作放棄地発生の防止と多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

### 2. 旧市川大門町地域

#### (1) 現況

本地域の農地は、富士川とその支流によって開けており、急峻な地形の中にも農地が点在している。本地域では、平場地域では稲作を中心に野菜等の生産がされており、傾斜地ではブドウ、柿などの果樹や桑などの生産がされている

こうした農産物の生産振興を通じて地域農業の活性化を図るため、農業用施設の保全管理、農用地の保全に関する取組に要する負担を軽減、傾斜地における生産条件の格差を是正するとともに、豊かな自然や生物多様性保全に効果の高い環境保全型農業に取り組むことが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、耕作放棄地発生の防止と多面的機能の発揮の促進を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全してい

く。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

### 3. 旧六郷町地域

#### (1) 現況

本地域は、富士川、山田川、葛籠沢川、宮原川、三沢川、及びその支流により形成された河岸段丘で、平坦部は水田、山間急傾斜地は畑・樹園地を中心とした土地利用がされている。しかし、急傾斜地の畑、樹園地は、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、農業用施設の保全管理、農用地の保全に関する取組に要する負担を軽減し、傾斜地における生産条件の格差を是正することが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生の防止と多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧三珠町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	旧市川大門町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
③	旧六郷町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

## 促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

### （1）対象農用地の基準

#### 1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

旧三珠町（特定農山村法指定地域、過疎法）

旧市川大門町（特定農山村法指定地域、山振法、過疎法）

旧六郷町（特定農山村法指定地域、過疎法）

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市川三郷町長の判断によるもの

#### a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

#### b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上

耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

### （2）対象者

認定農業者に順ずるものとして、市川三郷町が認定する者とは地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

### （3）その他必要な事項

土地改良通年施工に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑へ地目変更等必要な事項について、記述するものとする。